

次期一般廃棄物処理基本計画策定の考え方について

1 計画策定の法的根拠

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画（「一般廃棄物処理計画」）を定めなければならないとされている。

省令第1条の3では、基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める事業計画とに分けて策定しなければならないこととされている。

また、基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先に置いて、概ね5年ごとに改定するとともに、諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当とされている。

2 計画策定の趣旨

平成18年3月に策定した「茨木市一般廃棄物処理基本計画」について、平成24年3月に中間見直しを行い、ごみ処理に係る長期的・総合的な方向性を明らかにするとともに、ごみの減量化・再資源化に向けた目標値と市・市民・事業者の役割を示し、ごみの減量化・再資源化を推進してきた。

現行計画は平成27年度に目標年度を迎えることから、本市一般廃棄物処理における今後10年間の指針として、本計画を新たに策定する。

なお、策定にあたってはこれまでの取組成果を踏まえるとともに、上位計画や関連計画との整合を図る（下図参照）。



3 次期計画のフレーム

- ① 対象地域：茨木市全域
- ② 計画期間：平成28年度～平成37年度（10年間）
- ③ 対象物：一般廃棄物（ごみ及び生活排水）

4 策定にあたっての視点

次の視点を考慮して「茨木市一般廃棄物処理基本計画」を策定する。

- ① 施策の推移及びごみ排出量の現状
- ② 取組の現状と課題
- ③ 計画を取り巻く社会潮流
- ④ 市民・事業者・資源回収店舗のアンケート調査結果
- ⑤ 家庭系ごみ、事業系ごみのごみ質調査結果

5 取組の現状と課題

ごみの減量化・再資源化計画																																												
現状	・ごみ分別の徹底と再資源化を図るため、ホームページや広報紙等による啓発のほか、いばらき環境フェア等のイベントを実施している。また、出前講座の実施や小学校への環境学習の副読本を配布している。 ・家庭系ごみは、生ごみ処理容器等設置補助制度や再生資源集団回収報奨金支給制度により、ごみの減量化・再資源化を推進している。 ・また、分別の徹底を図るため、自治会や共同住宅等の管理会社に、集積場所への看板設置を呼びかけている。 ・事業系ごみは、多量排出事業者の対象範囲を月5t以上から月3t以上に拡大し、減量計画書の提出及び訪問指導を行うとともに、環境衛生センターにおいて、搬入ごみの展開検査を行い、適宜改善指導等を行っている。 ・公園等の剪定枝は、「みどりのリサイクル」として民間施設でのチップ化やバイオ燃料化を行い、有効利用を図っている。 ・茨木市事業系ごみ減量化推進懇話会を定期的に開催し、意見交換を行っている。																																											
課題	・家庭系ごみは、集積場所に間違えて出されたごみの周知・啓発について、自治会未加入者や単身世帯に対し、効果的な啓発方法を検討する必要がある。また、再生資源集団回収報奨金支給制度については、市民との協働という視点を重視し、取組団体の拡充を図る必要がある。 ・さらなるごみの減量化に向けて、今後のごみ排出量の推移を見極め、近隣市の状況を調査し、住民サービスの維持を踏まえた上で、家庭系ごみ処理の有料化についても検討していく必要がある。 ・事業系ごみは、事業者一般に一般廃棄物と産業廃棄物の意識啓発を図り、適正処理へ導く必要がある。 ・大阪府中央卸売市場、大阪府食品流通センター、その他年間100t以上排出する食品事業者に対して、食品リサイクル法に基づく、減量化・再資源化のさらなる指導を進める必要がある。また、ごみ質調査において多くの業種で厨芥類の割合が高いことから、その減量を進めていく必要がある。 ・現在の事業系ごみについても、今後のごみ排出量の推移を見極め、適正な処理料金のあり方について検討していく必要がある。																																											
今後の方向性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>取組項目</th><th>今後の方向性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">広報活動、 情報提供</td><td>情報提供の充実</td><td>継続(ホームページと広報紙以外の広報・啓発活動の充実推進)</td></tr> <tr> <td>地域説明会の開催</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>イベントの開催</td><td>継続・充実(内容を充実し継続)</td></tr> <tr> <td>使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進</td><td>継続(3Rの推進を継続)</td></tr> <tr> <td>一般廃棄物会計基準の検討</td><td>継続</td></tr> <tr> <td rowspan="5">家庭系ごみ 対策</td><td>教育、啓発活動の充実</td><td>継続・充実(内容を充実し継続)</td></tr> <tr> <td>生ごみ等の再資源化と有効活用</td><td>継続・充実(さらなる減量化と再資源化の推進)</td></tr> <tr> <td>再生資源集団回収の推進</td><td>継続・充実</td></tr> <tr> <td>共同住宅などへの指導</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>適正な処理費用負担のあり方の検討</td><td>継続(近隣市の状況を調査・検討)</td></tr> <tr> <td rowspan="8">事業系ごみ 対策</td><td>事業者のごみの減量化・再資源化</td><td>継続・充実(さらなる減量化と再資源化の推進)</td></tr> <tr> <td>ごみ減量化指導の徹底</td><td>継続・充実</td></tr> <tr> <td>事業者へのフォローアップ</td><td>継続(廃棄物再生事業者等の紹介)</td></tr> <tr> <td>みどりのリサイクル</td><td>継続(リサイクル率の向上)</td></tr> <tr> <td>処理手数料の適正化</td><td>継続(近隣市の状況を調査・検討)</td></tr> <tr> <td>搬入物の展開検査</td><td>継続(搬入基準等の明確化、事業者・許可業者とともに一般廃棄物と産業廃棄物との違いの認識を高める)</td></tr> <tr> <td>食品廃棄物の発生抑制</td><td>継続・充実</td></tr> <tr> <td>茨木市事業系ごみ減量化推進懇話会</td><td>継続(定期的に開催)</td></tr> </tbody> </table>		分類	取組項目	今後の方向性	広報活動、 情報提供	情報提供の充実	継続(ホームページと広報紙以外の広報・啓発活動の充実推進)	地域説明会の開催	継続	イベントの開催	継続・充実(内容を充実し継続)	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進	継続(3Rの推進を継続)	一般廃棄物会計基準の検討	継続	家庭系ごみ 対策	教育、啓発活動の充実	継続・充実(内容を充実し継続)	生ごみ等の再資源化と有効活用	継続・充実(さらなる減量化と再資源化の推進)	再生資源集団回収の推進	継続・充実	共同住宅などへの指導	継続	適正な処理費用負担のあり方の検討	継続(近隣市の状況を調査・検討)	事業系ごみ 対策	事業者のごみの減量化・再資源化	継続・充実(さらなる減量化と再資源化の推進)	ごみ減量化指導の徹底	継続・充実	事業者へのフォローアップ	継続(廃棄物再生事業者等の紹介)	みどりのリサイクル	継続(リサイクル率の向上)	処理手数料の適正化	継続(近隣市の状況を調査・検討)	搬入物の展開検査	継続(搬入基準等の明確化、事業者・許可業者とともに一般廃棄物と産業廃棄物との違いの認識を高める)	食品廃棄物の発生抑制	継続・充実	茨木市事業系ごみ減量化推進懇話会	継続(定期的に開催)
分類	取組項目	今後の方向性																																										
広報活動、 情報提供	情報提供の充実	継続(ホームページと広報紙以外の広報・啓発活動の充実推進)																																										
	地域説明会の開催	継続																																										
	イベントの開催	継続・充実(内容を充実し継続)																																										
	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進	継続(3Rの推進を継続)																																										
	一般廃棄物会計基準の検討	継続																																										
家庭系ごみ 対策	教育、啓発活動の充実	継続・充実(内容を充実し継続)																																										
	生ごみ等の再資源化と有効活用	継続・充実(さらなる減量化と再資源化の推進)																																										
	再生資源集団回収の推進	継続・充実																																										
	共同住宅などへの指導	継続																																										
	適正な処理費用負担のあり方の検討	継続(近隣市の状況を調査・検討)																																										
事業系ごみ 対策	事業者のごみの減量化・再資源化	継続・充実(さらなる減量化と再資源化の推進)																																										
	ごみ減量化指導の徹底	継続・充実																																										
	事業者へのフォローアップ	継続(廃棄物再生事業者等の紹介)																																										
	みどりのリサイクル	継続(リサイクル率の向上)																																										
	処理手数料の適正化	継続(近隣市の状況を調査・検討)																																										
	搬入物の展開検査	継続(搬入基準等の明確化、事業者・許可業者とともに一般廃棄物と産業廃棄物との違いの認識を高める)																																										
	食品廃棄物の発生抑制	継続・充実																																										
	茨木市事業系ごみ減量化推進懇話会	継続(定期的に開催)																																										

収集・運搬計画																				
現状	- 平成 26 年 4 月から粗大ごみを小型・大型に分けて収集するとともに、古着・古布類・化粧品びんを新たに資源物として収集を開始した。 - 収集日以外に出されたごみに、警告ステッカーを貼付して収集しないことで、正しいごみ排出及び分別の徹底を図っている。 - ごみの収集は、ステーション方式及び拠点回収方式により効率的に実施している。 - 古紙類・古布類については、地域の集団回収を優先し、市の収集は補完的に行っている。 - ごみ及び資源物を所定のごみ集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者及び障害者等に対し、日常生活の負担を軽減するため、玄関先で戸別に収集する「スマイル収集」を実施している。																			
課題	- 分別区分の変更に伴う、粗大ごみの小型・大型区分の更なる周知徹底が必要である。その他雑紙の分別や再資源化についても周知が必要である。 - ごみの収集量は、将来的な人口減等の要因から減少が見込まれ、また、より効率的な収集業務を実施するため、現在の収集区域等を見直し・整理する必要がある。																			
今後の方向性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>取組項目</th><th>今後の方向性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本的な事項</td><td>分別の徹底</td><td>継続・充実</td></tr> <tr> <td>収集・運搬主体</td><td>継続(直営・民間委託での実施)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">家庭系ごみの収集・運搬計画</td><td>新たな分別区分の検討</td><td>継続(雑紙の分別・再資源化の周知徹底、粗大ごみ(小型・大型)の周知徹底)</td></tr> <tr> <td>収集形態の検討</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>収集・運搬車両の見直し</td><td>継続(収集区域の見直し・整理)</td></tr> <tr> <td>事業系ごみの収集・運搬計画</td><td>排出者責任の徹底</td><td>継続</td></tr> </tbody> </table>		分類	取組項目	今後の方向性	基本的な事項	分別の徹底	継続・充実	収集・運搬主体	継続(直営・民間委託での実施)	家庭系ごみの収集・運搬計画	新たな分別区分の検討	継続(雑紙の分別・再資源化の周知徹底、粗大ごみ(小型・大型)の周知徹底)	収集形態の検討	継続	収集・運搬車両の見直し	継続(収集区域の見直し・整理)	事業系ごみの収集・運搬計画	排出者責任の徹底	継続
分類	取組項目	今後の方向性																		
基本的な事項	分別の徹底	継続・充実																		
	収集・運搬主体	継続(直営・民間委託での実施)																		
家庭系ごみの収集・運搬計画	新たな分別区分の検討	継続(雑紙の分別・再資源化の周知徹底、粗大ごみ(小型・大型)の周知徹底)																		
	収集形態の検討	継続																		
	収集・運搬車両の見直し	継続(収集区域の見直し・整理)																		
事業系ごみの収集・運搬計画	排出者責任の徹底	継続																		

中間処理計画（ごみ処理計画）															
現状	- ごみは、再資源化を優先的にを行い、再資源化が困難なごみについては熔融処理し熱回収（サーマルリサイクル）を行い、資源の循環が図りやすい処理体制をとっている。 - 熔融処理に伴い発生する余熱を発電、施設内の給湯・暖房等に利用しているほか、余剰電力を売電している。 - 資源物、スラグ、メタル等については民間事業者を介して再資源化を推進している。														
課題	- 施設に搬入される前の「直接資源化」をさらに進めていく。 - ごみ処理施設の老朽化に伴い、将来的視点を踏まえたごみ処理施設の更新を検討する必要がある。														
今後の方向性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>取組項目</th><th>今後の方向性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">適正処理の推進</td><td>適正処理の推進</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>熱エネルギーの有効利用</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>環境衛生センターの延命化</td><td>継続(次期ごみ処理施設整備の調査・研究)</td></tr> <tr> <td>再資源化の推進</td><td>民間活用の推進</td><td>継続</td></tr> </tbody> </table>		分類	取組項目	今後の方向性	適正処理の推進	適正処理の推進	継続	熱エネルギーの有効利用	継続	環境衛生センターの延命化	継続(次期ごみ処理施設整備の調査・研究)	再資源化の推進	民間活用の推進	継続
分類	取組項目	今後の方向性													
適正処理の推進	適正処理の推進	継続													
	熱エネルギーの有効利用	継続													
	環境衛生センターの延命化	継続(次期ごみ処理施設整備の調査・研究)													
再資源化の推進	民間活用の推進	継続													

最終処分計画										
現 状	・ごみ処理過程で発生する集塵灰固化物は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）へ委託し最終処分している。 ・ごみの減量化・再資源化に努め、最終処分量を減容していくことにより、最終処分が安定的、経済的に行えるよう努めている。									
課 題	・大阪湾フェニックス計画の動向を注視し、将来的に処分費用が増大する可能性が考えられることから、引き続きごみの減量化・再資源化に努める必要がある。									
方 向 後 性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>取組項目</th><th>今後の方向性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">最終処分対策</td><td>埋立量の減容</td><td>継続（最終処分量の減容を継続）</td></tr> <tr> <td>広域処分の継続</td><td>継続（今後も最終処分場を持つ計画はなく、大阪湾フェニックスへの処分委託を継続する）</td></tr> </tbody> </table>		分類	取組項目	今後の方向性	最終処分対策	埋立量の減容	継続（最終処分量の減容を継続）	広域処分の継続	継続（今後も最終処分場を持つ計画はなく、大阪湾フェニックスへの処分委託を継続する）
分類	取組項目	今後の方向性								
最終処分対策	埋立量の減容	継続（最終処分量の減容を継続）								
	広域処分の継続	継続（今後も最終処分場を持つ計画はなく、大阪湾フェニックスへの処分委託を継続する）								

その他の事項																					
現 状	・災害発生時のごみ処理は、茨木市地域防災計画に基づき適正処理することとしている。 ・災害等の発生時において、円滑な処理を確保するため、北摂7市3町による災害時廃棄物処理の相互支援基本協定の締結に向けて検討を進めている。 ・ごみの減量化・再資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めるために、廃棄物減量等推進審議会を開催している。 ・地域レベルでのごみの減量化・再資源化の取り組みや、資源物の分別を徹底するため、廃棄物減量等推進員を委嘱している。 ・環境美化の推進として、市内一斉清掃（6月）や環境美化月間のキャンペーン（9月）を行っている。 ・処理が危険なもの・困難なもの及び廃棄物関連法令等により指定されているものについて「適正処理困難物」に指定し、市では収集・処理を行っていないことを周知している。																				
課 題	・廃棄物減量等推進員の活動を充実させる必要がある。 ・適正処理困難物について、適正な処理ルート of 把握と、その情報提供を継続する必要がある。また、在宅医療廃棄物について、適正な処理方法の啓発を継続する必要がある。 ・不法投棄ごみに対する監視体制の強化と指導体制の確立を行っていく必要がある。																				
今 後 の 方 向 性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>取組項目</th><th>今後の方向性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物の処理・処分</td><td>被災時の適正処理の推進</td><td>継続・充実（北摂7市3町による相互支援協定の検討）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">市民・事業者・行政の連携</td><td>廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員の設置</td><td>継続（審議会は適切に開催、廃棄物減量等推進員活動の内容の充実）</td></tr> <tr> <td>環境美化の推進</td><td>継続</td></tr> <tr> <td rowspan="2">適正処理困難物への対応</td><td>適正な処理・処分の指導</td><td>継続（適正な処理ルート of 把握と情報提供）</td></tr> <tr> <td>医療系廃棄物への対応</td><td>継続（適正な処理方法の啓発）</td></tr> <tr> <td>不法投棄対策の強化</td><td>不法投棄対策の推進</td><td>継続（監視体制の強化と指導体制の確立）</td></tr> </tbody> </table>		分類	取組項目	今後の方向性	災害廃棄物の処理・処分	被災時の適正処理の推進	継続・充実（北摂7市3町による相互支援協定の検討）	市民・事業者・行政の連携	廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員の設置	継続（審議会は適切に開催、廃棄物減量等推進員活動の内容の充実）	環境美化の推進	継続	適正処理困難物への対応	適正な処理・処分の指導	継続（適正な処理ルート of 把握と情報提供）	医療系廃棄物への対応	継続（適正な処理方法の啓発）	不法投棄対策の強化	不法投棄対策の推進	継続（監視体制の強化と指導体制の確立）
分類	取組項目	今後の方向性																			
災害廃棄物の処理・処分	被災時の適正処理の推進	継続・充実（北摂7市3町による相互支援協定の検討）																			
市民・事業者・行政の連携	廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員の設置	継続（審議会は適切に開催、廃棄物減量等推進員活動の内容の充実）																			
	環境美化の推進	継続																			
適正処理困難物への対応	適正な処理・処分の指導	継続（適正な処理ルート of 把握と情報提供）																			
	医療系廃棄物への対応	継続（適正な処理方法の啓発）																			
不法投棄対策の強化	不法投棄対策の推進	継続（監視体制の強化と指導体制の確立）																			

6 計画を取り巻く社会潮流

1) 国等の動向

循環型社会の形成に向けた法律体系は、次のとおりである。

このうち、「循環型社会形成推進基本法」に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画が平成 25 年 5 月に閣議決定され、2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築や使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進など、質にも着目した循環型社会の形

成、国際的取組の推進などの基本的方向が示された。また、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、ヘアドライヤー等の使用済小型家電を広域的に回収・処理することで再資源化を促進する「小型家電リサイクル法」が平成 25 年 4 月に施行され、回収

体制の準備ができた市区町村から順次回収を開始しているところである。

【出典】環境省資料



2) 施設整備に係る国の考え方

平成 25 年 5 月に改定された「廃棄物処理法」に基づく廃棄物処理施設整備計画において、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等を踏まえ、3R の推進に加えて災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める方向性を示している。

災害対策の強化

…(略) 東日本大震災並の規模を含む様々な規模の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。その際、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である。

地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。これにより、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる。(略)…

【出典】廃棄物処理施設整備計画(平成 25 年 5 月)